

## 野菜冷凍食品品質表示基準

制定 平成14年 8月19日農林水産省告示第1358号  
改正 平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号  
改正 平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号  
改正 平成20年 1月31日農林水産省告示第 130号

### (趣旨)

第1条 野菜冷凍食品（業務用加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定する業務用加工食品をいう。以下同じ。）を除き、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）、輸入品以外の野菜冷凍食品（容器又は包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下であるものを除く。以下この条、第3条第3項及び第4条第1項第3号において同じ。）の用に供する業務用加工食品であって当該野菜冷凍食品の主な原材料を含むもの（以下「原料原産地表示対象業務用加工食品」という。）及び輸入品以外の野菜冷凍食品の原材料となる業務用生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定する業務用生鮮食品をいう。）であって当該野菜冷凍食品の主な原材料となるもの（以下「原産地表示対象業務用生鮮食品」という。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準及び生鮮食品品質表示基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
野菜冷凍食品	野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。

### (野菜冷凍食品の義務表示事項)

- 第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が野菜冷凍食品の容器又は包装に表示すべき事項は、同項及び同条第6項に規定するもののほか、加熱調理の必要性とする。
- 2 加熱調理の必要性のあるものにあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、凍結させる直前における加熱の有無とする。
- 3 輸入品以外の野菜冷凍食品（容器又は包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下であるものを除く。）にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、原料原産地名とする。

### (野菜冷凍食品の表示の方法)

第4条 加熱調理の必要性、凍結前加熱の有無及び原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 加熱調理の必要性

飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別を記載すること。

(2) 凍結前加熱の有無

凍結させる直前に加熱したものであるかどうかの別を記載すること。

(3) 原料原産地名

輸入品以外の野菜冷凍食品にあつては、加工食品品質表示基準第5条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

- ア 野菜冷凍食品の主な原材料の原産地名は、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする主な原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。野菜冷凍食品の主な原材料以外の原材料（食品添加物を除く。）の原産地名についても同様に記載することができる。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができる。
- イ 原産地が1のみである場合及び主な原材料が1種類のみである場合には、原産地名について原材料の記載を省略することができる。
- ウ 原産地を2以上記載する場合には、次に定めるところにより記載することができる。
- (ア) 原産地名及び原材料の名称（イの規定により原材料の記載を省略する場合にあっては、原産地名）の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して記載すること。ただし、(イ)に定めるところにより原産地を記載する場合を除く。
- (イ) 原材料の記載が2以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も少ない当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって記載し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の記載を省略すること。
- 2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。
- （原料原産地表示対象業務用加工食品及び原産地表示対象業務用生鮮食品の義務表示事項並びに原料原産地表示対象業務用加工食品の表示の方法）
- 第5条 輸入品以外の原料原産地表示対象業務用加工食品にあっては、製造業者等がその容器若しくは包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第4条の2第1項及び同条第8項において読み替えて準用する第3条第6項に規定するもののほか、原料原産地名とする。
- 2 原産地表示対象業務用生鮮食品にあっては、小売販売業者（生鮮食品品質表示基準第2条に規定する小売販売業者をいう。）以外の販売業者がその容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第4条の2第2項の規定にかかわらず、名称及び原産地とする。
- 3 前条第1項第3号の規定は、原料原産地表示対象業務用加工食品について準用する。この場合において、「主な」とあるのは、「輸入品以外の野菜冷凍食品（容器又は包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下であるものを除く。）の主な原材料となる」と、「の順」とあるのは「の順がわかるよう」と、「ものから順」とあるのは「順がわかるよう」と読み替えるものとする。
- （表示禁止事項）
- 第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条又は第5条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。
- 附 則（平成14年8月19日農林水産省令第1358号）
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成15年2月28日以前に製造、加工又は輸入される野菜冷凍食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。
- 附 則（平成16年10月7日農林水産省令第1821号）
- この告示は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成19年11月6日農林水産省令第1371号）
- この告示は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成20年1月31日農林水産省告示第130号）
- この告示は、平成20年4月1日から施行する。